

【秋田県プレミアムチケット】

取扱加盟店 募集要項

秋田県プレミアムチケット事務局

令和8年1月14日

令和8年1月22日(改訂)

◆事業の趣旨

物価高騰で多大な影響を受けている、秋田県民の生活の支援および飲食店や宿泊施設、小売業、サービス業を応援するため、プレミアム付き商品券を販売します。

I. 秋田県プレミアムチケットについて

1. 事業概要

- ①名 称 秋田県プレミアムチケット（以下「商品券」という。）
- ②発 行 者 秋田県
- ③発 行 額 60億円（プレミアム率20%）
- ④発 行 総 数 総数1,000,000セット（1セット1,000円券×6枚綴り）
（紙商品券：300,000セット 電子商品券：700,000セット）
- ⑤販 売 価 格 1セット5,000円
- ⑥販 売 期 間 令和8年3月2日（月）～令和8年10月30日（金）（予定）
※紙商品券の販売および利用開始は令和8年4月1日（水）となります。
※なくなり次第終了
※販売状況により変更することがあります。
- ⑦使 用 期 間 令和8年3月2日（月）～令和8年10月30日（金）（予定）
※販売状況により変更することがあります。
- ⑧販 売 方 法 秋田県内の金融機関窓口（秋田銀行、北都銀行）による紙商品券の販売及び、WEBによる電子商品券の販売。
- ⑨購 入 制 限 販売期間中40,000円まで。（秋田県内在住者限定）
※1回あたりの購入は20,000円まで。
- ⑩使用可能施設 秋田県内で営業する、飲食店、宿泊施設、小売業、サービス業のうち、参加意思を表明した店舗や施設。

2. 商品券取り扱い厳守事項

- ①商品券は商品・サービスの販売及び提供などの取引において使用可能です。
- ②商品券と現金の交換は禁止しています。
- ③商品券で購入した商品等の返金に際しては、現金による返金を行わないでください。商品交換等での対応をお願いいたします。
- ④商品券の券面額以下の使用の場合であってもお釣りはお渡ししないでください。
- ⑤不足分は現金等で受け取ってください。
- ⑥取扱加盟店で独自にサービス券等の使用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、予め利用者が認識できるように、陳列棚、販促物等にその旨明示してください。
- ⑦商品券の取扱加盟店用および精算用半券の保管にあたっては、折ったり破ったりしないようご注意ください。
- ⑧他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合は、

予め利用者が認識できるよう、陳列棚、販促物等にその旨明示してください。

- ⑨使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- ⑩商品券の取扱加盟店用および精算用半券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者（秋田県）は責を負いません。
- ⑪発行済商品券の売買はできません。
- ⑫使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に利用された商品券のみ換金可能です。
- ⑬事業主、役員及び従業員等が、自店での商品購入やサービス利用に対して商品券を使用すること（自家消費）、およびその商品券を換金することは禁止します。
- ⑭取扱加盟店は、紙商品券、電子商品券の両方もしくは、紙商品だけの取り扱いを選択可能です。

3. 商品券の使用対象にならないもの

- ①出資や債務等の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、公共料金（電気・ガス・水道等）・電話料金、NHK受信料等）
- ②有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する宿泊券）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入や電子マネーへのチャージ
- ③たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- ④商品、サービス等の引換券などの代金を前払いするもののうち、有効期限が令和8年10月30日を超えるもの
- ⑤金融機関が提供する投資信託、株式、保険などの金融商品及び現金との換金、金融機関への預入れ
- ⑥健康保険や国民健康保険などの医療保険が適用される保険診療および、介護保険が適用される、介護サービス
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び飲食の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、スナック、待合、麻雀、パチンコ屋などに要する支払い
- ⑧土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車場（一時預りを除く）などの不動産にかかる支払い
- ⑨宅配便・デリバリーサービス代行業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、取扱加盟店以外の事業者への支払いが実質的に可能になるもの
- ⑩事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等
- ⑪特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑫やむを得ない理由により取扱加盟店が取扱いを不可としたもの
- ⑬その他、秋田県が適当と認めないもの

II. 取扱加盟店の募集概要

1. 参加資格

- (1) 秋田県で営業許可等を有する飲食店、宿泊施設、小売業、その他サービス業等の店舗。

(2) 上記に該当し、秋田県内に所在し、現に事業を行なっていること。

(3) 上記に該当する店舗において、**次の事業者を除く。**

- ①「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び飲食の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、スナック、待合、雀荘、パチンコ店などの店舗等の営業を行っている者
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- ③上記 I. 3 [商品券の使用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う店舗等
- ④秋田県の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- ⑥役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑦暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑧役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ⑨役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑩役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2. 取扱加盟店の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- ①利用者が使用期間中に紙商品券を持参もしくは電子商品券で支払いの意思を示したときは、商品券額面分の商品の販売やサービス等の提供を行うこと。
- ②取扱加盟店であることが明確になるよう、「秋田県プレミアムチケット運営事務局」（以下「事務局」という。）が提供する店舗ツールを利用者の見やすい場所に掲示すること。
- ③利用者から受け取った紙商品券は、再流出を防止するため、必ず商品券を取扱加盟店用と精算用半券に切り分け、取扱加盟店用半券は入金確認が完了するまで保管すること。
※取扱加盟店用半券がない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんのでご注意ください。尚、取扱加盟店用半券がある場合でも、振り込み着金後2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんのでご承知おき下さい。
- ④取扱加盟店用半券または精算用半券のみの紙商品券は、受け取りを拒否すること。半券が切れている場合は、通し番号が一致しているか確認して受け取ること。
- ⑤偽造等の不正利用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともにその事実を**速やかに警**

察へ通報すること。また、その旨を事務局にも報告すること。取扱加盟店マニュアルに掲載の商品券見本は、商品券を取り扱うすべての担当者に周知すること。※マニュアルは取扱加盟店登録完了後に別送します。

- ⑥紙商品券の交換、譲渡、売買、再利用は行わないこと。
- ⑦購入した紙商品券の直接換金及び商品仕入れ等への利用は行わないこと。
- ⑧事務局が行う調査に協力をすること。
- ⑨令和8年度「秋田県プレミアムチケット取扱加盟店規約」（以下「規約」という。）を遵守するとともに、事務局からの指示に従うこと。

3. 申込から登録まで

(1) 申込方法

取扱加盟店加盟希望業者は、この募集要項及び本要項最終頁に記載の誓約事項に同意の上、下記それぞれの申請方法にて加盟店登録をしていただきます。

- ① 専用HP（取扱加盟店登録用フォーム）：<https://akita-premium2026.jp/register>
- ② FAX： 018-853-6674
- ③ 郵送：〒010-0921 秋田県秋田市大町3丁目4-1 NLP秋田ビル 5F
秋田県プレミアムチケット運営事務局
※大変恐縮ですが、郵送料はご負担ください。

(2) 申込期間

令和8年1月14日（水）から8月31日（月）まで（必着）

※WEB申込みの場合は、令和8年1月14日（水）午前10時から令和8年8月31日（月）の23時59分までとします。

ただし、店舗において利用可能となる日に合わせて次のとおり、締切を設定します。

【一次締切】 令和8年1月30日（金）（必着）
一次締切申込店舗の利用可能日：3月2日（月）
※販売開始日時点から利用可能。

【二次締切】 令和8年2月16日（月）（必着）
二次締切申込店舗の利用可能日：3月16日（月）

※申込期間終了後に登録を希望する場合は、事務局にご連絡ください。

※二次締切以降は、店舗ツールが到着次第、利用可能とします。

(3) 登録・承認

申込みのあった事業者については、確認の上、取扱加盟店として登録します。

ただし、登録後であっても下記に該当する場合には、登録を取り消すことがあります。

- ①申込み内容に虚偽・不備等があった場合
- ②事務局が相当の理由があつて、登録を取り消すと判断した場合

(4) その他留意事項

- ①取扱加盟店の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「商品券の使えるお店」として、購入者向けの告知用リーフレット・Webサイトなどに掲載します。
- ① 取扱加盟店向けのマニュアル・ステッカー・POP等のツールを作成し、令和8年2月中旬以降に発送予定です。

- ② 商品券の取扱い、換金の方法など詳細については、後日配布する取扱加盟店マニュアルを参照してください。
- ④ 事業規約、募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱加盟店の登録取消、損害金の発生等が生じた際はご請求する場合があります。
- ⑤ 事業規約、募集要項に記載されていない事項および定めのない事項に関しては、秋田県および事務局がその都度対応を決定します。
- ⑥ 本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知物の利用については事前に事務局の承認が必要となります。
- ⑦ 秋田県または事務局の方針により、内容が変更される可能性がある旨を予め承願います。

Ⅲ. 換金について

1 換金方法と手順

商品やサービスの提供において商品券を受け取った取扱加盟店は、換金を申し出ることができ、その方法については以下によることとします。振込手数料は事務局にて負担致します

(1) 使用済み紙商品券を事務局に送付する方法

- ① 使用済み商品券の半券（取扱加盟店用半券・精算用半券）を切り取ってください。
- ② 換金用伝票に必要事項を記載してください。
- ③ 使用済み商品券の精算用半券を②の換金伝票を表紙にして輪ゴムで束ねてください。
- ④ 換金封筒に入れてください。（入りきらない場合は段ボール等をご用意ください。）
- ⑤ 指定場所へ発送してください。（郵便代金は受取人（事務局）払いとなります。）
- ⑥ 事務局において、送付された使用済み商品券の精算用半券を整理します。

※万が一「換金用伝票に記載された内容」と、「送付された使用済み商品券の精算用半券を事務局で整理した内容」に差異が生じた場合は、「事務局整理内容」を正とし精算を実行します。その後疑義に応じて、お手元の取扱加盟店用半券にある券番号等の確認を実施し、精算致します。

※精算用キットは、取扱加盟店加盟登録後にスターターキットと一緒に送付します。

(2) 取扱加盟店において、取扱加盟店側の二次元バーコードを読み取る方法

- ① 取扱加盟店において、事務局が発送した取扱加盟店専用の二次元コードを設置ください。
- ② 利用者のスマートフォンにて、店舗に設置の二次元バーコードを読み取ります。
- ③ 利用者側で決済金額を入力いただき、店舗側で入力された決済金額を確認してください。
- ④ 利用者側で決済ボタンを押していただき、決済が終了します。
- ⑤ 決済終了画面を再度確認いただき、決済画面に表示されている店名・決済番号等を確認してください。必要に応じて、店舗側で準備した台帳等に決済金額、決済番号を控えてください。なお取扱加盟店向けに、電子商品券の決済履歴等が確認できる管理画面を準備します。

(3) 換金精算方法

- ① 入金口座振り込みとなり、振込手数料は事務局にて負担致します。
- ② 巻末に掲載の換金精算スケジュール表に応じて入金予定日までに振込いたします。
- ③ 入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限り受付いたします。2週間を過ぎたからの異議お申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。

④複数店舗で同一の銀行口座を申請いただいている場合、合算してお振込をさせていただきます。振込の明細について、必要あれば事務局の方から別途ご案内させていただきます。

●換金精算スケジュール（予定）

※1/10 時点での予定スケジュールのため、変更になる場合があります。

確定版スケジュールについては、取扱加盟店マニュアルにてご確認ください。

【商品券（電子券）】				
	加盟店電子売上締め日			振込指定日
日程①	2026/3/2	～	2026/3/8	2026/3/19(木)
日程②	2026/3/9	～	2026/3/15	2026/3/27(金)
日程③	2026/3/16	～	2026/3/22	2026/4/3(金)
日程④	2026/3/23	～	2026/3/29	2026/4/10(金)
日程⑤	2026/3/30	～	2026/4/5	2026/4/17(金)
日程⑥	2026/4/6	～	2026/4/12	2026/4/24(金)
日程⑦	2026/4/13	～	2026/4/19	2026/5/1(金)
日程⑧	2026/4/20	～	2026/5/3	2026/5/15(金)
日程⑨	2026/5/4	～	2026/5/10	2026/5/22(金)
日程⑩	2026/5/11	～	2026/5/17	2026/5/29(金)
日程⑪	2026/5/18	～	2026/5/24	2026/6/5(金)
日程⑫	2026/5/25	～	2026/5/31	2026/6/12(金)
日程⑬	2026/6/1	～	2026/6/7	2026/6/19(金)
日程⑭	2026/6/8	～	2026/6/14	2026/6/26(金)
日程⑮	2026/6/15	～	2026/6/21	2026/7/3(金)
日程⑯	2026/6/22	～	2026/6/28	2026/7/10(金)
日程⑰	2025/6/29	～	2025/7/5	2026/7/17(金)
日程⑱	2026/7/6	～	2026/7/12	2026/7/24(金)
日程⑲	2026/7/13	～	2026/7/19	2026/7/31(金)
日程⑳	2026/7/20	～	2026/7/26	2026/8/7(金)
日程㉑	2026/7/27	～	2026/8/2	2026/8/14(金)
日程㉒	2026/8/3	～	2026/8/9	2026/8/21(金)
日程㉓	2026/8/10	～	2026/8/16	2026/8/28(金)
日程㉔	2026/8/17	～	2026/8/23	2026/9/4(金)
日程㉕	2026/8/24	～	2026/8/30	2026/9/11(金)
日程㉖	2026/8/31	～	2026/9/6	2026/9/18(金)
日程㉗	2026/9/7	～	2026/9/13	2026/10/2(金)
日程㉘	2026/9/21	～	2026/9/27	2026/10/9(金)
日程㉙	2026/9/28	～	2026/10/4	2026/10/16(金)
日程㉚	2026/10/5	～	2026/10/11	2026/10/23(金)
日程㉛	2026/10/12	～	2026/10/18	2026/10/30(金)
日程㉜	2026/10/19	～	2026/10/25	2026/11/6(金)
日程㉝	2026/10/26	～	2026/10/31	2026/11/13(金)

【商品券（紙券）】

	集計センター紙券到着日期間			振込指定日
日程①	2026/4/1	～	2026/4/14	2026/5/7(木)
日程②	2026/4/15	～	2026/4/30	2026/5/22(金)
日程③	2026/5/1	～	2026/5/14	2026/6/1(月)
日程④	2026/6/1	～	2026/6/14	2026/6/29(月)
日程⑤	2026/6/15	～	2026/6/30	2026/7/15(水)
日程⑥	2026/7/1	～	2026/7/14	2026/7/29(水)
日程⑦	2026/7/15	～	2026/7/31	2026/8/17(月)
日程⑧	2026/8/1	～	2026/8/14	2026/8/31(月)
日程⑨	2026/8/15	～	2026/8/31	2026/9/15(火)
日程⑩	2026/9/1	～	2026/9/14	2026/9/30(水)
日程⑪	2026/9/15	～	2026/9/30	2026/10/15(木)
日程⑫	2026/10/1	～	2026/10/14	2026/10/29(木)
日程⑬	2026/10/15	～	2026/10/31	2026/11/16(月)
日程⑭	2026/11/1	～	2026/11/13	2026/11/30(月)

誓約事項

- 1) 飲食や商品又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 2) 商品券を利用できない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。
- 3) 商品券の再販、再流通をいたしません。
- 4) 商品券の偽造・悪用・濫用はいたしません。
- 5) 商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
- 6) 商品券の利用期間中（令和8年3月2日から令和8年10月30日）は取扱加盟店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- 7) 商品券の取扱、取扱加盟店の責務のほか募集要項及び取扱加盟店規約に記載されている内容に同意し、遵守します。
- 8) 商品券の利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 9) 商品券の取扱に対して、事務局からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- 10) 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（専用HP・販促物等に掲載）について同意します。
- 11) 登録する店舗は「秋田県プレミアムチケット」取扱加盟店募集要項Ⅱ(3)のいずれにも該当しません。

※記載内容については、社会情勢その他諸般の事情により変更になる場合があります。

問合せ先

秋田県プレミアムチケット事務局

平日（土・日・祝 定休） 受付時間 9：30～17：30

電話： 018-853-6673

※事務局からの架電は（080-8602-5115）から行う場合があります。

FAX： 018-853-6674

メールアドレス： info@akita-premium2026.jp

秋田県プレミアムチケット取扱加盟店規約

第1条（総則）

本規約は、秋田県プレミアムチケット取扱加盟店（以下「取扱加盟店」という）が、その店舗、施設等において第2条に定める秋田県プレミアムチケットによる飲食や商品又はサービスの提供等（以下「提供等」という）を行う場合の、秋田県と取扱加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という）につき定めるものです。

第2条（定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

- 1 「取扱加盟店」とは、本規約を承諾のうえ所定の申込書にて秋田県プレミアムチケット事務局（以下「事務局」という）に申し込み、事務局が承認した店舗をいいます。
- 2 「秋田県プレミアムチケット」とは、対象地域の取扱加盟店にて、取得から令和8年10月30日まで使用出来る秋田県が発行する紙商品券および電子商品券をいいます。
- 3 「利用者」とは、秋田県プレミアムチケットを取扱加盟店で使用する者をいいます。
- 4 「秋田県プレミアムチケット取引」とは、利用者が取扱加盟店より飲食、商品、サービス等を受けた場合に、その売上相当額を秋田県プレミアムチケットで取引することをいいます。
- 5 「紙商品券取引」とは、利用者が取扱加盟店より飲食、商品、サービス等を受けた場合に、その売上相当額を紙商品券で取引することをいいます。
- 6 「紙商品券取引精算」とは、取扱加盟店と事務局が本契約に基づき、秋田県プレミアムチケット紙商品券取引に対する精算をいいます。
- 7 「電子商品券取引」とは、利用者が取扱加盟店より飲食、商品、サービス等を受けた場合に、その売上相当額を電子商品券で取引することをいいます。
- 8 「電子商品券取引精算」とは、取扱加盟店と事務局が本契約に基づき、秋田県プレミアムチケット電子商品券に対する精算をいいます。
- 9 「二次元バーコード」とは電子商品券取引に関し、事務局が発行する二次元バーコード(以下、「QRコード」という)の番号、記号その他の符号であって、本規約に従って事務局が取扱加盟店に発行し、取扱加盟店における掲示または、事務局が指定する方法により取扱加盟店が利用者に提示するもので、取扱加盟店を特定するための情報その他取扱加盟店または、事務局が承諾した場所(当該承諾の対象となる場合に限る)における電子商品券取引に必要な情報を記録したものをいいます。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 10 「電子商品券精算」とは、利用者が電子商品券を取扱加盟店で使用した際に、QRコードを読み取ること等により、電子商品券を使用済み登録または金額減算することをいいます。

第3条（取扱加盟店の義務）

- 1 取扱加盟店は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認するものとします。
 - (1) 取扱加盟店であることを示す掲示物を、利用者にわかりやすい場所に掲示すること。
 - (2) 電子商品券取引を行うための、QRコードを提示すること。
 - (3) 商品券が使用できない取引を理解し、利用者に利用させないこと。

- (4) 商品券は利用者との取引のみに使用し、受け取った紙商品券の二次利用等を行わないこと。
 - (5) 商品券が偽造だと判断される場合、速やかに所管警察及び事務局への連絡を行うこと。
 - (6) 紙商品券の取扱には十分注意し、精算が完了するまで、破損、汚染、滅失、紛失等しないよう管理すること。
 - (7) 電子商品券取引を行う場合は、以下の項目を必ず確認するものとします。
 - 1) 電子商品券使用画面
 - 2) 電子商品券使用金額
 - 3) 当該電子商品券取引に係る取扱加盟店名
 - 4) 利用者が電子商品券の決済ボタンを押した後の支払い完了画面の取扱加盟店名、決済金額、決済日時
 - (8) 別途定める取扱加盟店マニュアルを熟読の上、措置を行うこと。
- 2 取扱加盟店は、前項7号4)の表示が利用者のスマートフォン（以下「利用端末」という）に表示された場合において、当該電子商品券取引にかかる売上代金と電子商品券により決済された金額が一致しているときは、当該電子商品券取引にかかる売買契約等に基づいてただちに、飲食、商品、サービス等の提供を行うものとします。
- 3 取扱加盟店は、停電、システムの障害時、通信障害時、またはシステムの保守管理に必要な時間およびその他のやむを得ない場合には、電子商品券取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも、事務局は責任を負わないものとします。
- 4 取扱加盟店は、以下の場合は、QRコードによる電子商品券精算は行わず、取扱加盟店毎に個別に割り当てた数字で電子商品券精算を実施するものとします。
 - (1) 電子商品券を表示する利用端末の故障により電子商品券精算を行うことができないことで、電子商品券取引を完了できない場合。
- 5 事務局は、電子商品券精算があった場合に、事務局が定める日にデータを更新します。なお、取扱加盟店は、売上額日計および振込金額を必ず確認するものとします。

第4条（QRコードの掲示等）

- 1 取扱加盟店は、電子商品券の使用開始日より、電子商品券が利用可能であることを示すため、次の各号に定める措置を別途定める取扱加盟店マニュアル及び事務局が指定する方法に従って講じるものとします。当該措置の不備により、QRコードの読み取りに不具合が生じ、これにより取扱加盟店に損害が生じたとしても、事務局はその責任を負わないものとします。
 - (1) QRコードを電子商品券の利用者に提示すること
 - (2) 前号のほか、事務局が別途通知した措置
- 2 取扱加盟店は、前項に定める措置を実施するにあたり、事務局の事前の承諾のない限り、次の各号に定める行為を行ってはなりません。
 - (1) 取扱加盟店店舗以外の場所でQRコードを提示するなど、取扱加盟店店舗以外の場所において電子商品券の利用ができることを示すこと。
 - (2) 前号のほか、別途定める取扱加盟店マニュアルで禁止されている態様で前項に定める措置を行うこと。
- 3 取扱加盟店は、事務局から第1項に定める措置の方法が不適切であると通知を受けた場合は、速やかに是正すること。また事務局から当該措置を禁止する通知を受けた場合は、速やかにこれを中止しなければなりません。

第5条（取引の取消及び返金の禁止）

取扱加盟店は、商品券取引の取り消しを申し出た利用者に対し、取消し及び返金対応することはできないこととします。ただし、利用者の責に帰すべき事由によらない場合のキャンセル、返金について、精算手続き前であれば、利用に使用した商品券をお戻ししてもよいものとします。なお、不足分の現金で支払いした分については、現金でお戻しください。

第6条（商品券の不正利用等）

- 1 取扱加盟店が違反して取引を行った場合、取扱店は当該代金全額について一切の責任を負うものとします。
- 2 偽造、変造、模造された商品券に起因する売上等が発生し、事務局が商品券の利用状況等の調査の協力を求めた場合には、取扱加盟店はこれに協力するものとします。また、取扱加盟店は、事務局から指示があった場合もしくは取扱加盟店が必要と判断した場合には、取扱加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。
- 3 電子商品券取引において、取扱加盟店は、利用者が決済ボタンを押した後の支払い完了画面の取扱加盟店舗名、決済金額、決済日時が表示されない、または表示内容に誤りがある場合には、利用者に対して電子商品券の取引を行なってはならないものとします。

第7条（売上債権の譲渡）

商品券取引に基づき取扱加盟店が事務局に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、事務局は当該債権を所定の手続きに従って処理するものとし、事務局は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第8条（精算）

事務局が取扱加盟店に対し支払う商品券取引精算代金は、事務局が別途定める締切日ごとに、当該締切日までの間に到着した売上報告に係る売上金額の総額を取扱加盟店からの請求とみなし、取扱加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより精算を行うものとします。

第9条（精算取消等）

取扱加盟店が本規約に違反して商品券取引を行った疑いがあると認めた場合は、事務局は調査が完了するまで商品券取引精算代金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、商品券取引精算を取消しまたは解除することができるものとします。なお、取扱加盟店は事務局の調査に協力するものとします。調査が完了し、事務局が当該代金の支払いを相当と認めた場合には、事務局は取扱加盟店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、事務局は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第10条（商品券の利用停止）

取扱加盟店が本規約に違反した場合、またはその疑いがあると事務局が認めた場合、事務局は商品券取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、事務局は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第11条（規約の有効期間）

本規約の有効期間は令和8年12月31日までとします。

第12条（規約の変更）

事務局は取扱加盟店の了解を得ることなく、本規約を変更することがあるものとします。この場合に本サービスの利用条件は変更後の規約によるものとします。

第13条（合意管轄裁判所）

取扱加盟店は、秋田県プレミアムチケットに関して事務局との間に紛争が生じた場合、秋田地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第14条（準拠法）

本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

第15条（お問い合わせ窓口）

秋田県プレミアムチケットに関するお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。

【秋田県プレミアムチケット事務局】

平日（土・日・祝 定休） 受付時間 9：30～17：30

電話：018-853-6673

※事務局からの架電は（080-8602-5115）から行う場合があります。

FAX：018-853-6674

メールアドレス：info@akita-premium2026.jp

附則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和8年1月9日から施行する。

【個人情報の取り扱いについて】

取扱加盟店舗登録にかかる担当者様（登録に際して提出された代表者、店舗責任者のほか、現場担当者の方等を含みます。）、登録店舗様に関する個人情報（以下「取扱加盟店等情報」といいます。）を次のとおり取り扱います。

1. 個人情報の利用目的

取扱加盟店等情報を次に掲げる目的のために利用いたします。

- (1) 取扱加盟店申請および登録の受付・記録、登録の判断、および登録に関するご連絡のため。
- (2) 取扱加盟店における、秋田県プレミアムチケット運営に関する、連絡、手続き、管理のため。
- (3) 秋田県プレミアムチケット精算業務のため。
- (4) 事務局が秋田県プレミアムチケット取扱加盟店規約に定める権利を行使し義務を履行するため。

2. 個人情報の第三者への委託・提供について

取扱加盟店から取得させて頂いた個人情報は、以下の何れかに該当する場合を除き、第三者に委託または提供することはありません。

- (1) 取扱加盟店の事前の同意、承諾を得た場合
- (2) 統計的な資料として、取扱加盟店を識別できない状態に加工した場合
- (3) あらかじめ当社との間で機密保持契約を締結している委託先等に必要な限度において提供または委託する場合
- (4) その他法令等により提供が必要とされる場合

3. 取扱加盟店等情報に関するお問い合わせ先

秋田県プレミアムチケット事務局

平日（土・日・祝 定休） 受付時間 9：30～17：30

電話： 018-853-6673

※事務局からの架電は（080-8602-5115）から行う場合があります。

FAX： 018-853-6674

メールアドレス： info@akita-premium2026.jp